

鉄道営業法

1. 案内情報

手続名	: 動力車操縦者養成所の指定
手続根拠	: 鉄道営業法第21条 動力車操縦者運転免許に関する省令第17条
手続対象者	: 動力車操縦者養成所の指定を受けようとする者
提出時期	: 動力車操縦者養成所の指定を受けようとするとき
提出方法	: 動力車操縦者養成所指定申請書を作成し、地方運輸局鉄道部 運転保安課を経由し、国土交通大臣あて提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 養成所において使用する教科書
申請書様式	:
記載要領・記載例	: 経由先となる地方運輸局鉄道部運転保安課にお問い合わせく ださい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0
九州運輸局鉄道部運転保安課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2

受付時間: 提出先にお問い合わせください。

相談窓口: 地方運輸局鉄道部運転保安課

3. 手続情報

審査基準: 「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱について」通達

標準処理期間: 120日

不服申立方法: 行政不服審査法の規定による